

ひらもと介護保険相談所 重要事項説明書

1 担当の介護支援専門員

氏名	(○) 平本 康喜 () 河上 一臣
----	-----------------------

2 法人の概要

事業所(法人)名	ひらもと介護保険相談所(合同会社HEIBONLIFE)
所在地	山口県柳井市山根6番17号
代表者名	代表 平本 康喜
連絡先(FAX番号)	0820-23-1905(0820-25-3922)

3 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	ひらもと介護保険相談所
所在地	山口県柳井市山根6番17号
連絡先(FAX番号)	0820-23-1905(0820-25-3922)
事業所の指定番号	3571200660
管理者名	平本 康喜
実施地域	柳井市 岩国市(合併前の玖珂町、周東町)但し、離島は除く 他実施地域は要相談

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(但し、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	① 8時30分～17時30分

5 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1名	常勤1名	管理者
介護支援専門員	1名	非常勤1名	

6 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類及び内容等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を行い、並びに介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
-------	--

運営の方針	事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し援助に努める。 2 利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 4 事業の運営に当たっては、市町、地域包括支援センター他の指定居宅介護支援業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。また、地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。 5 指定居宅介護支援の提供に当たっては、要介護者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合は、地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講じる。 6 利用者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援を行う。 7 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正中立に対応し、正しい調査を行う。 8 前7項の他「柳井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月27日条例第1号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。
-------	--

7 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

内容	提供方法
アセスメント	利用者宅を訪問し、心身状況や生活環境等を把握し、課題を分析します
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します
サービス担当者会議	介護サービス事業者が集まり、ケアプランの内容など話し合いをします
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します

給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します
要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、介護認定の申請を代行します
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します

8 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は来務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	＊救急車への同乗 ＊入退院時の手続きや生活用品の調達等の支援 ＊家事の代行業務 ＊直接の身体介護 ＊金銭管理
-----------------	--

9 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により、法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき、要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

利用料等	【居宅介護支援費】 ●居宅介護支援費（Ⅰ）取扱件数45件未満 <table border="1"> <tr> <td>要介護1又は要介護2</td><td>1,086単位/1月につき</td></tr> <tr> <td>要介護3、要介護4又は要介護5</td><td>1,411単位/1月につき</td></tr> </table> ●居宅介護支援費（Ⅱ）取扱件数45件以上60件未満 <table border="1"> <tr> <td>要介護1又は要介護2</td><td>544単位/1月につき</td></tr> <tr> <td>要介護3、要介護4又は要介護5</td><td>704単位/1月につき</td></tr> </table> （→45件以上60件未満の部分のみ適用） ●居宅介護支援費（Ⅲ）取扱件数60件以上 <table border="1"> <tr> <td>要介護1又は要介護2</td><td>326単位/1月につき</td></tr> <tr> <td>要介護3、要介護4又は要介護5</td><td>422単位/1月につき</td></tr> </table> （→60件以上の部分のみ適用） 【加算】 <table border="1"> <tr> <td>初回加算</td><td>300単位/1月につき</td></tr> </table> ※算定要件 新規に居宅介護サービス計画を作成した場合、ならびに要介護状態区分が2段階以上変更になった場合 <table border="1"> <tr> <td>入院時情報連携加算（Ⅰ）</td><td>250単位/1月につき</td></tr> <tr> <td>入院時情報連携加算（Ⅱ）</td><td>200単位/1月につき</td></tr> </table> （利用者1人につき1回を限度） ※算定要件 病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合	要介護1又は要介護2	1,086単位/1月につき	要介護3、要介護4又は要介護5	1,411単位/1月につき	要介護1又は要介護2	544単位/1月につき	要介護3、要介護4又は要介護5	704単位/1月につき	要介護1又は要介護2	326単位/1月につき	要介護3、要介護4又は要介護5	422単位/1月につき	初回加算	300単位/1月につき	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/1月につき	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/1月につき
要介護1又は要介護2	1,086単位/1月につき																		
要介護3、要介護4又は要介護5	1,411単位/1月につき																		
要介護1又は要介護2	544単位/1月につき																		
要介護3、要介護4又は要介護5	704単位/1月につき																		
要介護1又は要介護2	326単位/1月につき																		
要介護3、要介護4又は要介護5	422単位/1月につき																		
初回加算	300単位/1月につき																		
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/1月につき																		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/1月につき																		

	退院・退所加算	カンファレンス無	カンファレンス有
	連携1回	450単位	600単位
	連携2回	600単位	750単位
	連携3回	×	900単位
	(入院または、入所期間中に1回を限度) ※算定要件 医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。面談は当該利用者等の同意のもと、テレビ電話装置等の活用も可能。また、退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員が参加。		
	通院時情報連携加算		50単位
	(利用者1人につき1月に1回を限度) ※算定要件 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合。		
	中山間地域等にサービスを提供する場合 事業所が通常の実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合には、移動費用が相当程度必要となることを踏まえ、評価を行う。 中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の5%を加算 ※単位数に10を乗じたものが実際の金額（単位数×10＝実際の金額）		

10 相談、苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情などは担当介護支援専門員（ケアマネジャー）または、下記窓口までご連絡ください。

* 事業所の相談窓口

ひらもと介護保険相談所	柳井市山根6番17号 苦情担当 平本 康喜 電話 0820-23-1905
-------------	--

* その他の相談窓口

柳井市健康福祉部 高齢者支援課	柳井市南町一丁目10番2号 電話 0820-22-2111
山口県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理委員会)	山口市朝田1980番地7 電話 083-995-1010

11 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意な事前に文書で得ることとします。

1 2 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

1 4 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者 平本 康喜

1 5 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者 平本 康喜

1 7 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊心やむを得ない理由を記録します。

重要事項説明書の説明日

令和 年 月 日

利用者に対して、重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業者

(事業所名) 合同会社HEIBON LIFE ひらもと介護保険相談所
(代表者名) 代表者 平本 康喜
(説明者名) 平本 康喜

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

身元引受人、代理人等

(住 所)

(氏 名)

